

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

那須野原地区深山ダム付帯設備耐震照査業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
<p>第1章 総 則 (適用範囲)</p> <p>第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条</p>	<p>令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区深山ダム付帯設備耐震照査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、深山ダム付帯設備等について、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能照査等を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする施設の場所は、栃木県那須塩原市百村地内で、別添施行位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条」及び「共通仕様書第1-7条」について、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2. 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公正な立場で照査が可能な者であること、なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある。</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。</p> <p>②人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。</p> <p>3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p> <p>○照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4. 照査技術者の通知受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5. 照査計画技術者は、第三者の照査方法について、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。</p>

項 目	内 容														
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-6 条</p> <p>(一般事項) 第 1-7 条</p> <p>(管理技術者) 第 1-8 条</p>	<p>6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 見積仕様書第5-1条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時は、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7. 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8. 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について、履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業の実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。</p>														
	<p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1682 1461 1966"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する 学術部門</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する 学術部門	—	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する 学術部門	—													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	—													

項 目	内 容																							
<p>(照査技術者) 第 1-9 条</p>	<p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 448 1439 732"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する 学術部門</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマ ネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、別途指示する。</p> <p>(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>			資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木	－							
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																						
	農業	農業土木、農業農村工学																						
博士	当該業務に関連する 学術部門	－																						
シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木	－																						
<p>(担当技術者) 第 1-10 条</p>	<p>担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p>																							
<p>(配置技術者の確認) 第 1-11 条</p>	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、以下によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>																							
<p>(保険加入) 第 1-12 条</p>	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																							
<p>第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条</p>	<p>設計の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1630 1406 2067"> <thead> <tr> <th>図 書 の 名 称</th> <th>発行所</th> <th>制定 (改訂) 年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用ダムの付帯設備耐震性能照査マニュアル</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>令和4年2月</td> </tr> <tr> <td>国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成24年3月</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画基準・設計 ダム</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成15年4月</td> </tr> <tr> <td>電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>令和元年9月</td> </tr> <tr> <td>大規模地震に対するダム耐震性能照査指針 (案)・同解説</td> <td>国土交通省河川局</td> <td>平成17年3月</td> </tr> <tr> <td>建築設備耐震設計・施工指針</td> <td>(一財) 日本建築センター</td> <td>平成26年9月</td> </tr> </tbody> </table>			図 書 の 名 称	発行所	制定 (改訂) 年月	農業用ダムの付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	令和4年2月	国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	平成24年3月	土地改良事業計画基準・設計 ダム	農林水産省農村振興局	平成15年4月	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	農林水産省農村振興局	令和元年9月	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針 (案)・同解説	国土交通省河川局	平成17年3月	建築設備耐震設計・施工指針	(一財) 日本建築センター	平成26年9月
図 書 の 名 称	発行所	制定 (改訂) 年月																						
農業用ダムの付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	令和4年2月																						
国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	平成24年3月																						
土地改良事業計画基準・設計 ダム	農林水産省農村振興局	平成15年4月																						
電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	農林水産省農村振興局	令和元年9月																						
大規模地震に対するダム耐震性能照査指針 (案)・同解説	国土交通省河川局	平成17年3月																						
建築設備耐震設計・施工指針	(一財) 日本建築センター	平成26年9月																						

項 目	内 容			
	配電盤・制御盤の耐震設計指針	(一財) 日本電気工業会	平成29年3月	
	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成31年3月	
	ダム・堰施設技術指針(案)(基準解説編・マニュアル編)	(一財) ダム・堰施設技術協会	令和4年2月	
	官庁設備の総合耐震・改修基準及び解説(平成8年度版)	建設省大臣官房 官庁営繕部監修	平成8年	
	国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	平成24年3月	
<p>※農業水利施設の機能保全の手引きは、農林水産省ホームページ「http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/kinouhozenn.html」より入手可能。</p>				
<p>(作業条件) 第2-2条</p>	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 現地調査を行う時期の詳細については、監督職員と打合わせした後、実施するものとする。</p>			
<p>(対象施設) 第2-3条</p>	<p>耐震性能照査対象施設は、別紙1のとおりである。</p>			
<p>(参考図書) 第2-4条</p>	<p>設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。</p>			
	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
	1	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	(公社) 日本道路協会	平成29年11月
	2	河川構造物の耐震性能照査指針・解説-IV 水門・樋門及び堰編-	国土交通省水管理・国土保全局治水課	令和2年2月
	3	ダム・堰施設技術基準(案)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成28年3月
<p>(貸与資料等) 第2-5条</p>	<p>貸与資料は、下記のとおりである。</p>			
<p>(参考図書及び貸与資料の取り扱い) 第2-6条</p>	分 類	貸 与 資 料		数 量
	事業誌	那須ヶ野原事業誌		1式
報告書	H27 ダム安全性評価委員会委託事業(深山ダム)		1式	
	H28 ダム安全性評価委員会委託事業(深山ダム)		1式	
	R6 南椎尾調整池他付帯設備耐震性能照査スクリーニング業務		1式	
竣工図書	那須野ヶ原地区深山ダム		1式	
	<p>また、上記以外に必要な資料が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>			
	<p>第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>			

項 目	内 容						
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p> <p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>(2) 参考図書は、今後の業務を実施していく中で、内容が愚痴赤又は追加となる場合がある。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員施育友があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。 なお、別紙2【耐震性能照査作業項目内訳表】に示すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 544 1469 618"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震性能照査</td> <td>1式</td> <td>別紙2</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。</p> <p>(1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(2) 第2-4条、第2-5条や受注者が有する資料等を参考にした場合、その出展を明示するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことが出来る。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL[https://www.cryptrec.go.jp/list.html])に記載する基準を用いて信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものをしようするものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 ①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ①受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ②本業務の業務写真の取扱いは、「電子化情報写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③黒板情報の電子時価を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要は無い</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ返品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認</p>	作業項目	数量	備考	耐震性能照査	1式	別紙2
作業項目	数量	備考					
耐震性能照査	1式	別紙2					

項 目	内 容
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>を起こさない、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費、直接調査経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ 第3回 中間打合せ 第4回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。</p> <p>その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(2) 打合せ場所 Web 会議方式による。</p>
<p>第5章 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可) 1部 なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、以下のとおりとする。 栃木県宇都宮市中央2-1-16 栃木県拠点 別館2階 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所鬼怒川支所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。</p>

項 目	内 容
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p> <p>(再調査) 第7-2条</p>	<p>(6) その他</p> <p>この見積仕様書(案)に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p> <p>調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 その場合、変更協議の対象としない。</p>

耐震性能照査対象施設

施設区分	施設細分		耐震性能照査	
			レベル 1	レベル 2
取水設備	取水塔・制水塔	トラス式フローティングタイプ	○	○
	低水位取水ゲート	SV φ 1650	○	○
	制水位ゲート	鋼製ローラーゲート	○	○
	開閉装置（固定部）	電気巻上機（制水ゲート同様）	○	○
取水放流設備	トンネル内導水路（露出管）固定部	（分岐管 φ 1500）露出管下部を架台固定	○	○
	ゲート・バルブ設備(S)（戸当たりも含む）	（分岐管）HBV φ 1200	○	○
	開閉装置（固定部）	（分岐管）電動件手動式	○	○
緊急放流設備	トンネル内導水路（露出管）固定部	露出管下部を架台固定	○	○
	ゲート・バルブ設備(S)（戸当たりも含む）	減勢弁 HBV φ 1500	○	○
	開閉装置（固定部）	（減勢弁）電動式	○	○
洪水吐水路	コアゾーン接続部(RC)	RC	○	○
洪水吐ゲート	洪水吐ゲート	鋼製リジアルゲート×3門	○	○
	門柱	RC	○	○
	開閉装置（固定部）	電動式	○	○
	天端橋梁	PC 桁 S110	○	○
電気設備、操作設備	管理所操作遠隔設備		○	○
	取水等機側操作盤		○	○
	放流設備機側操作盤		○	○
	緊急放流設備機側操作盤		○	○
	警報装置		○	○

耐震性能照査作業項目内訳表

作業項目	作業内容	当初
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料を整理把握し、作業計画を樹立する	○
1-2. 現地調査	本業務の検討に必要な現地調査を行い、貸与資料と現地との整合性を目視により確認する。	○
2. 耐震性能照査 (レベル1地震動)	過年度業務にて選定された耐震性能照査対象設備について、耐震性能照査(レベル1地震動)を実施する。なお、対象施設は、別紙1耐震性能照査対象施設の対象耐震性能照査欄のとおりと想定する。	○
3. 耐震性能照査 (レベル2地震動)	過年度業務にて選定された耐震性能照査対象設備について、耐震性能照査(レベル2地震動)を実施する。入力地震動については、ダム堤体の安全性評価と同じ地震動を用いる事を基本とする。ただし、大きな地震がダム地点で観測された場合は、観測された地震波情報等を基に、入力地震動の変更を検討する。なお、対象施設は、別紙1耐震性能照査対象施設の対象耐震性能照査欄のとおりと想定する。	
3-1. レベル2入力地震動 整理・設定	①貸与資料を基に地震動(内陸活断層型、プレート境界型)を整理する。	○
	②静的照査を行う施設については、動的照査結果、及びダム堤体の耐震性能照査結果を踏まえ諸係数を設定する。 ※対象施設は別紙1	○
3-2. 解析用物性値整理・ 設定	貸与資料を基に解析モデルに入力する岩盤の物性値、ダムの物性値、ゲートの物性値、その他付帯設備の物性値を設定する。	○
3-3-1. 取水塔・制水塔の3 次元モデル作成・動的解 析	① 取水塔の地震時挙動を適切に表現できる3次元解析モデルを作成する。	○
	②設定した入力地震動により、地震応答解析を実施し、低水位取水ゲート、制水ゲート、開閉装置部の加速度時刻歴を抽出する。	○
3-4-1. 洪水吐ゲート3次 元モデル作成・線形解析	① 3次元解析モデルを作成し、境界条件を設定のうえ、モデルの妥当性について検討を行う。	○
	② 設定した入力地震動により、動水圧・加速度を用いて線形解析を実施する。	○
3-5-1. 門柱3次元モデル 作成・線形解析	① 3次元解析モデルを作成し、境界条件を設定のうえ、モデルの妥当性について検討を行う。	○
	② 設定した入力地震動により、線形解析を実施する。	○
3-6. 耐震性能照査	① 取水塔・制水塔：取水塔動的解析結果から、塑性化、曲げ破壊、せん断破壊及び残留変位について照査を行う。	○
	②取水塔基礎：取水塔動的解析結果から得られる取水塔基礎底面の地盤反力等を基に、取水塔基礎の圧壊、降伏、安定性について照査を行う。	○
	③洪水吐ゲート：洪水吐ゲート線形解析結果から、主要構造部材及び補助構造部材の座屈、塑性化、水密性について照査を行う。	○
	④門柱：門柱線形解析結果から、圧縮、曲げ及びせん断破壊、変位について照査を行う。	○
	⑤天端橋梁：天端橋梁支持部の最大相対変位量を算出し、落橋、支承部の損傷について照査を行う。(門柱部の動的解析結果を活用し、外力条件を設定し、静的に照査)	○
	⑥ゲート・バルブ：堤体の照査結果、各動的解析結果に基づく許容応力度法により、扉体、支圧板、シールリング等の部材の照査を行う。 ※対象施設は別紙1	○

	⑦ 固定部(開閉装置、導水路、洪水吐水路)、電気設備、操作設備：固定部、電気設備、機側操作盤(固定部)の照査は、堤体の照査結果、動的解析結果に基づく応答結果から外力条件を設定し、構造計算による照査を行う。 ※対象施設は別紙1	○
4. 照査	照査計画に基づき節目ごとに照査を実施し、照査報告書を作成	○
5. 点検とりまとめ	成果資料の点検・とりまとめを行い、報告書を作成	○